

「深い学び」の実現に向けた社会科教員の育成

—中学校社会科各分野の巡検を取り入れた中等社会科教育法Ⅱの実践を通して—

熊田 禎介・黒川 亨子・高山 慶子・松村 啓子

宇都宮大学教育学部教育実践紀要 第5号 別刷

2018年8月3日

「深い学び」の実現に向けた社会科教員の育成[†]

—中学校社会科各分野の巡検を取り入れた中等社会科教育法Ⅱの実践を通して—

熊田 禎介*・黒川 亨子*・高山 慶子*・松村 啓子*
宇都宮大学教育学部*

2017（平成29）年3月に告示された新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進が重要な実践的課題の一つとなっている。本稿では、いわゆる「深い学び」を実現させることができる社会科教員としての資質・能力の育成に関して、中学校社会科各分野の巡検を取り入れた中等社会科教育法Ⅱの実践を事例として検討を行った。2年生の学びの姿を通して、学生自身が体験的・主体的な学びを実感（体感）したことでその重要性を認識し（直し）ていること、またそれを「深い学び」へと接続・発展させていくために、各分野の専門性を生かした「問い」へとつなげていく方略の必要性が確認できた。

キーワード：巡検、フィールドワーク、文化財、裁判員裁判、「深い学び」、教員養成

1. はじめに

2017（平成29）年3月に告示された新学習指導要領では、改訂の基本方針の一つとして「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進が挙げられている。その上で、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の留意点が挙げられている⁽¹⁾。

このように、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」（以下、「深い学び」とする）をどのように捉え、いかに実現させていくかは、重要な焦点の一つとなると考えられるが、このことは、教員養成段階において、以上のような「深い学び」を実現できる教員としての資質・能力をどのように育成していくのかという実践的課題が突きつけられていることを意味しているといえる。

そこで、本稿では、宇都宮大学教育学部における

中等社会科の教科教育科目である中等社会科教育法Ⅱの実践を事例として、「深い学び」の実現に向けた中学校社会科教員としての資質・能力の育成のあり方や課題等について考えてみることにしたい。

2. 中等社会科教育法Ⅰ・Ⅱにおける取り組み

(1) 中等社会科教育法Ⅰ・Ⅱの位置づけと内容

本学教育学部において、中学校社会科（および高等学校地理歴史科・公民科）の教員免許状取得希望者に開講されている教科教育科目が、中等社会科教育法Ⅰ～Ⅳ（各2単位、計8単位）である。このうち、主に2年生を対象とした教科教育科目が中等社会科教育法Ⅰ（2年次・前期）と中等社会科教育法Ⅱ（2年次・後期）であり、前者が教育実習Ⅰの前に、また後者が教育実習Ⅱの前にそれぞれ位置づけられている（【表1】参照）。

【表1】教育実践科目・教科教育科目を中心にした社会分野の学びのイメージ

【1年次】

新入生セミナー(前期)
初等社会科教育法（前期または後期）
教職入門(後期)

【2年次】

中等社会科教育法Ⅰ（前期）

※教材研究の方法(図書館の使い方等)、マイクロ・

[†] Teisuke KUMATA*, Kyoko KUROKAWA*, Keiko TAKAYAMA* and Keiko MATSUMURA*: Teacher Training Lessons for Achieving "Deep Learning" in Social Studies
Keywords: excursion, fieldwork, cultural property, mixed jury trials (saiban-in system), deep learning, teacher training

* School of Education, Utsunomiya University
(連絡先: kumata@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

ティーチング、指導案の書き方等 ↑↓ 社会科巡検(5月20日):2年生企画、3年生コメント 教育実習Ⅰ(協力校、附属幼・小・中、8・9・10月)
中等社会科教育法Ⅱ(後期) ※模擬授業Ⅰ(20分)、模擬授業Ⅱ(50分) ↑↓ 各分野巡検(10~11月) ①地理的分野・茂木町、②歴史的分野・旧篠原家住宅、③公民的分野・裁判所から、2つに参加。
【3年次】 中等社会科教育法Ⅲ(地理歴史分野)(前期) 中等社会科教育法Ⅳ(公民分野)(前期) 教育実習Ⅱ(附属小または中、9~10月) 地理歴史科教育法(後期) 公民科教育法(後期)
【4年次】 教職実践演習(通年・不定時) 教育実習Ⅲ(協力校、9~11月)

具体的内容としては、中等社会科教育法Ⅰ(担当教員:松本敏、熊田禎介)では、1)中学校社会科の特質と授業観察、2)導入・学習課題(問題)づくりのあり方、3)マイクロ・ティーチング(5分間の導入の授業)と振り返り、4)中学校社会科の内容構成、5)指導案の書き方等を取り扱い、また中等社会科教育法Ⅱ(担当教員:溜池善裕、熊田禎介)では、中学校社会科各分野の模擬授業をグループごとに2回ずつ(模擬授業Ⅰ・Ⅱ)実施している。このように、2年次における両科目は、1年次の初等社会科教育法を踏まえた上で、早い段階から実践的内容を積極的に取り入れ、教育実習に向けて段階的に構成されている点に何よりも特色がある。

(2)「深い学び」の実現に向けた取り組み

以上のような中等社会科教育法Ⅰ・Ⅱについて、今年度はいわゆる「深い学び」の実現に向けて、学生自身に、将来、小・中学校(および高等学校)の社会科教員になるためという文脈をもった学びを意識させるような授業のあり方とカリキュラムの見直しを行った。

①中等社会科教育法Ⅱまでの取り組み

まず、最初に行ったのは、新年度の2年生社会分野ガイダンスの際に、【表1】等をプリントとして配布し、2年次以降の社会分野における3年間の学びを見通した上で、これから学んでいく教育実践科目や教科教育科目がどのような位置や意味をもつ

かを改めて確認・意識させることにした。

また、従来は社会分野における2年生・3年生の合同行事として実施されてきた社会科巡検を、中等社会科教育法Ⅰの一環として位置づけ直したことである(2017年5月20日(土)、「大田原の歴史と地理」)。具体的には、1)社会科巡検を2年生を中心とした学生主体による活動へと見直し、2)その企画・運営のために必要な文献調査の方法に関する授業を、中等社会科教育法Ⅰにおいて教科専門教員・教科教育教員との協働により実施した。そして、3)社会科巡検の終了後には、同じく中等社会科教育法Ⅰにおいて、学生が「(1)社会科巡検を通して学んだこと」を振り返り、「(2)社会科巡検の学びを生かした授業づくり」として、実際に巡検に赴いた上侍塚古墳・下侍塚古墳に関わって、古墳時代の授業における「問い」と「資料」のあり方について考えた。学生からは、具体的な「問い」として「どんなところに古墳は分布しているか?」等が挙げられた他、それに関連して、年代別の古墳の分布・広がりを示す「資料」が必要であるとの意見が出された。社会科巡検の運営や下調べの必要性に関する振り返りが多かったなかで、こうした「社会的な見方・考え方」に関わる意見や考えが学生のなかから出てきたことは、「深い学び」に向けた取り組みとして大きな収穫であった⁽²⁾。

②中等社会科教育法Ⅱにおける取り組み

先述したように、中等社会科教育法Ⅱでは、従来から模擬授業Ⅰ(20分)と模擬授業Ⅱ(50分)の2回の模擬授業をグループごとに実施している。今年度は、以上のような取り組みの延長線上に、模擬授業における教材研究の方法や授業づくりに関連させて、中学校社会科各分野における巡検を実施することにした。具体的には、各分野における教科専門教員の専門性を生かしながら、地理的分野(松村啓子)は茂木町、歴史的分野(高山慶子)は旧篠原家住宅、公民的分野(黒川亭子)は裁判員裁判をフィールド・事例に巡検を実施、引率を行った。以下、中学校社会科各分野における巡検の実際と学生の学びについて見ていくことにしたい。

3. 「深い学び」の実現に向けた中学校社会科各分野の巡検の試み

(1) 地理的分野

①内容と目的

中学校社会科地理的分野では、地域調査が学習指導要領によって明確に位置づけられている（平成20年版学習指導要領「(2) 日本の様々な地域」の「エ身近な地域の調査」、平成29年3月公示新学習指導要領「C 日本の諸地域」の「(1) 地域調査の手法」）。しかしながら、実際の教育現場において校外での観察や調査をともなう活動の実施率はきわめて低く⁽³⁾、教師を志す学生自身も中等教育段階でフィールドワークを経験していない。

そこで、中等社会科教育法Ⅱの地理的分野の巡検は、地理的な見方・考え方を働かせて、地域の特色を多面的・多角的に考察したり、地域の地理的な諸課題の解決策を構想するとはどういうことか、学生自身がフィールドワークを通じて学ぶことを目的とした。あわせて、野外観察や地形図および空中写真の読図力の習得も目指した。

巡検の対象地域に選定したのは、栃木県東部に位置する茂木町である。本巡検の引率教員は、平成24年度から基盤教育総合系科目「里山のサステナビリティを考える」の調査活動を同町において実施している。町域の64%を占める森林、近世陣屋町の町割を残す中心市街地、タバコ産業の盛衰、高度経済成長期以降の人口流出、1986年に発生した水害からの復興など、同町では多様な社会的事象を捉えることが可能である。また、1990年代から集落単位で取り組まれている都市農村交流を軸とするむらづくり事業は、持続可能な社会づくりの構想として示唆に富む。

巡検は2017年11月11日（土）に実施し、社会分野の2年生10名が参加した。巡検の主題は「茂木町の農林業と都市農村交流事業」とし、茂木町北部の入郷地区の踏査と、中心部のまちなか交流拠点である「ふみの森もてぎ」、ならびに「道の駅もてぎ」の見学を組み合わせた。入郷地区以外の移動には、スクールバスを利用した。

②事前準備

引率教員は、学校教育教員養成課程の必修科目「社会」において、地理院地図の読図作業を行わせてい

る。受講者はあらかじめ、国土地理院のWebサイト「地理院地図」から出身小学校を中心とする地形図を約5,500分の1～11,000分の1の縮尺で印刷し、授業時間中に①土地の高さを示す数値を探す、②土地の高さおよび起伏と土地利用から、おおまかな地形区分を推測する、③公共施設の立地を調べる、④道路や家屋の密集度、農地や寺社の分布から、集落の新旧を判別する、という一連の読み取りを行う。

巡検参加者は前年度に同科目を履修済みであり、地理院地図の活用法と、地形図から読み取るべき地理情報については理解している。引率教員は入郷地区全体を約7,000分の1の縮尺で印刷した地理院地図と、同じ範囲の2010年撮影空中写真の2枚（ともにA3サイズ）を用意し、巡検資料に綴じ込んだ。また、巡検資料の入郷地区と「ふみの森もてぎ」の該当ページには、観察・聞き取りの観点を記した。

③当日の様子

往路の車内では、引率教員が巡検資料にもとづき、茂木町の概要と、集落単位でのオーナー制度や農産物加工の取り組み、入郷地区の概要説明を行った。午前中の踏査では、入郷交流館を起終点とし、村社・大杉神社、尾根道沿いの林相とシイタケのホダ場、日本棚田百選「石畑の棚田」、木須川を観察した。なお、尾根道沿いの原木シイタケのホダ場（写真1）では、入郷地区在住の塩澤康治氏に、2011年3月の福島第一原発事故による出荷停止から、2015年秋の出荷制限解除までの対応（県外産原木の使用など）と、解除後も継続されている放射性セシウム検査について説明をいただき、学生の質問にも答えていただいた。



写真1 茂木町入郷における原木シイタケ栽培
(2017年11月11日 松村撮影)

午後は、町の中心部の「ふみの森もてぎ」(2016年開館)に移動し、茂木町生涯学習課の担当者に同施設の設立経緯をうかがいながら館内を案内いただいた。同館の敷地の一部は、地元酒造業者「崎島泉治商店」の工場跡地であり、館内には仕込み蔵の部材や質倉そのものを利用したギャラリーがある。併設の町立図書館において、参加学生は「世界から見た日本の人口」単元の茂木町を事例地域とする授業を想定し、参考になりそうな地域資料を検索する作業を行った。

最後の見学先である「道の駅もてぎ」(1996年開設)では、町産の農産物を利用した豊富なオリジナル加工品や農産物直売所を通して、道の駅の運営コンセプトと6次産業化の実態を理解した。

④成果と課題

本巡検の成果は、野外観察、施設見学、インタビュー、図書館での地域資料探索というメニューを組み合わせることにより、学生が特定地域の多面的・多角的な見方を学び、様々な事象を総合的・関連的に考察する際にフィールドワークが有効であることを体感できたことである。事後の感想では、「(シイタケ農家の方から)ふだん聞くことのできない話を聞くことができた。急な坂道がつづく町の苦労を実際に歩いて感じたり、景観の美しさを感じることができた」、「栃木に棚田というものがあり、棚田オーナー制という独自の制度をつくりまちづくりを行っていることを初めて知ることができた。茂木と宇都宮のちがいを体感することができた」、「公民的視点から見ることでもでき、栃木の町や市でも題材として十分に生かせると思った」、「実際にその地に行き実際に目で見てどうなっているか見ることで、耳だけの情報でなく視覚からの情報もとり入れられた。教科書に書かれている事項よりももっと詳しく知ることができた。」等、現地踏査によって「茂木町はどのような地域であるか」に関する多くの気づきを得られたことがうかがえる。また、「フィールドワークに取り組んだ授業を行うべき。百聞は一見にしかずということわざがあるが、まさにこれである。工業、農業や地形について実際のものを見て、その人の話を聴くことが有意義な授業の一環となる」、「自分を取り巻く社会や環境が教材になりうる」など、フィールドワーク学習や地域教材の作成への意欲も、ある程度喚起できた。

一方、地形図の読図や観察の技能が十分に身につけていないため、「入郷地区では家屋はどのように分布しているか」の考察が不十分であること、「町民の日常生活圏はどの範囲か」、「都市農村交流ではどこから人が集まってくるか」といった空間的相互依存作用への関心が育っていないという反省点が挙げられる。さらに「茂木町の地域活性化策はなぜ成功を収めたのか。自分たちの身近な地域でもうまくいきそうか」等、事象の一般的共通性と地方的特殊性に考えを巡らせられるような発問例を示すとよい。

学生が地域調査の成果を活かした「深い学び」につなげる授業を構想するためには、観察した地域素材をいかなる視点から整理し授業に活用すべきかという主体的・対話的な活動を、巡検の事後に設定し、地域教材開発力を高めるよう働きかけるべきである。

(2) 歴史的分野

①内容と目的

歴史的分野では、2017年10月28日(土)に、宇都宮市内にある旧篠原家住宅の見学を行った。

篠原家は江戸時代に醤油の醸造や販売を行い、のちに肥料販売も手がけた商家である⁽⁴⁾。現存する住宅は1895年に建てられ、現在は宇都宮市が所有・管理している。宇都宮市は戊辰戦争(宇都宮城の攻防)と宇都宮空襲という2度の戦災を経験しており、現存する文化財は限られているが、旧篠原家住宅は空襲をくぐり抜けた稀有な建造物である。

今回の見学の目的は、暗記科目に陥りがちな歴史的分野の学習を、現地・実物の力を用いて、いかにして主体的な学習にするかを考える契機とすることにある。より端的に言うと、将来歴史を教える立場に立つ学生自身に、歴史を能動的に学ぶ経験を積み、その楽しさを実感してほしいということである。

②事前準備

宇都宮市教育委員会と宇都宮大学教育学部の間では連携協議会を設置し、さまざまな分野で事業の相互連携を行っている。その文化分科会の活動の一環として、2015年度より旧篠原家住宅の見学を実施している。当初は社会分野の学生の中でも日本史研究室に所属する3・4年生を対象として試行し、授業(演習)で篠原家関係の古文書を教材として取り

上げる等、事前学習を行った年もあった⁵⁾。旧篠原家住宅には同家の古文書も保管されており、古文書解読の授業を履修する日本史研究室の学生が、その古文書の整理作業を体験することもあった⁶⁾。

しかし、今回の見学を実施する対象は、研究室に配属される前の2年生であり、古文書解読の授業も未履修である。そのため、今回は事前学習を行うことなく、見学当日を迎えた。

③当日の様子

当日は20名の学生が参加し、13時に現地に集合した。旧篠原家住宅では、開館日には毎日、旧篠原家住宅保存会の方々が案内と解説を担当されているが、この日も学生を誘導しながら約1時間の解説をして頂いた。自由見学と休憩を入れた後、宇都宮市教育委員会のお取りはからいにより、数点の古文書を出して頂き、その解説資料が学生に配付された。これは、以前にも同様の見学が行われた際に、古文書の実物を見て触れて体験する機会を提供する目的で準備されたものとのことであった。学生は実際に古文書に触れたり、筆で書かれた文字（くずし字）と解説文を見くらべるなど、興味津々の様子であった。

見学と古文書体験の終了後は、宇都宮市教育委員会の竹下亘氏による講話が行われた。小学校教員としての経験をお持ちで学校教育と文化財行政の両方の現場を知る竹下氏に、なぜ学校教育で地域の歴史や文化財を取り上げる必要があるのか、それらをどのように取り入れたらよいのかを解説して頂いた。住宅2階の20畳の座敷（大広間）で円座になり、教員として小学校3年生や中学校1年生を引率した場



写真2 旧篠原家住宅見学の様子(2017年10月28日)

合、どのような問いかけをするとよいかなど、具体的な事例をもとに、学生との質疑応答を行った。

これをもって旧篠原家住宅の見学は終了した。16時頃には解散という、約3時間の見学であった。旧篠原家住宅はJR宇都宮駅から徒歩3分という便利な場所にあり、事前学習等もなかったことから、学生には参加しやすい巡検であったと考えられる。

④成果と課題

見学実施後の学生のアンケートには、旧篠原家住宅そのものに対する感想もみられたが、多くを占めたのは以下のような記述である。

- ・第一に感じたのは退屈になりがちな歴史の授業が、実物を見て学ぶことによってあんなに楽しいものになるのか、ということだった。
- ・現地に行くことで、内容をより深く知り、興味も湧くことに気付いた。
- ・写真や聞いた話だけでは興味がわかないこともあるが、目の前に実物があると、興味ももてる。もっと知りたいという気持ちにできるものだとわかった。
- ・現地調査によって自分自身が学び、探求することによって、子どもたちへの授業中での伝え方も変わってくるのではないか、という考えをもつことができた。自分自身がその問題・課題と向き合うことが大切だと思えた。
- ・社会科を学ぶ時に、やはり現物を見る、見たことがあるということは、分かりやすさに違いがあると感じた。

旧篠原家住宅を、現地に行かず、教科書や副読本あるいはプリント等で学んでいたとしたら、それは知っておくべき知識、つまりは暗記事項の一つにとどまっていたかもしれない。それが実物を目の前にして、旧篠原家住宅がどのような建造物で、なぜ現在そこに建っているのか、どのような歴史的背景で建てられたのかなど、自らの問いを発することで、主体的な学びがはじまる。こうした問いから、住宅が建てられた当時の日清戦争後の産業の発展や、アジア・太平洋戦争時の空襲といった教科書で学ぶ内容を、自分の目で見て考えたものを通して理解できるようになるならば、「深い学び」の実践となるであろう。

もちろん教室の中でも主体的な学びは可能であるが、現地・実物のもつ力は大きい。特に歴史を学ぶ

際には、古いものに触れたときに心を動かした経験は、苦しい暗記科目ではなく意欲的な歴史学習を行う上で、大きな力になると考える。

入念な準備や事前学習を行い、巡検そのものに大きな成果を求めることも重要であるが、巡検がその後の学習の契機になる、いわば種蒔きのような巡検があってもよいであろう。簡易な巡検に大きな成果を求めるのは限界があるが、巡検後の授業などで学生とかわり続ける、つまり効果的な水やりや施肥を行うことで、その種が根を張り花を咲かせるという長期的な視点で、巡検の成果を活かしたらよいと考える。どのような花を咲かせるかは学生の主体的な取り組みによるが、いかに水やりや施肥を行うかは教員の課題でもある。今後の授業や巡検を通して、その方策を探求していきたい。

(3) 公民的分野

①内容と目的

公民的分野の巡検として、裁判員裁判の傍聴を行った。裁判員制度に関しては、平成29年3月に公示された新学習指導要領（中学校社会公民的分野）において、『法に基づく公正な裁判の保障』に関連させて、裁判員制度についても触れること」とされている。裁判傍聴の目的は、学生に、司法制度や法的概念の活きた姿を実感させるとともに、裁判実務において刑事法の理念が貫徹されているか否かを検討させ、当該理念と裁判実務との乖離を実感させることにより、現行制度を批判的に考察する能力を修得させることである。

②事前学習

裁判傍聴の参加者のほとんどが、法学専門科目（「法学概論」、「法学特講A（刑法）」及び「法学特講B（刑事訴訟法）」）を未履修であることに鑑みて、事前学習会を実施した。刑事手続きの流れを説明した後、裁判の公開（憲法82条）の趣旨、裁判員制度の概要（対象事件や裁判員の職務等）、裁判員制度の意義と課題（なぜ裁判員制度が導入されたのか、従来の刑事裁判の問題点、その問題点を解決するために裁判員制度を導入する必要性、裁判員制度の合憲性）など、予習すべき事項を提示した。

③当日の様子

宇都宮地方裁判所にて、裁判員裁判（事件名：強

姦致傷罪（旧刑法181条2項）、日程：2017年11月16日（木）13:30～）の第1回公判期日を傍聴した。参加者は23名である（引率の大学教員2名を含む）。被告人が強姦の故意を否認（性行為につき、被害者の同意があると誤解していたと主張）し、検察側と弁護側の主張が対立する展開となった。傍聴終了後、裁判所職員から傍聴した刑事事件についての補足説明等を受けた。その後、裁判所の許可を得て、法廷内の見学、法服の着用、写真撮影等を行った。



写真3 宇都宮地方裁判所裁判員裁判法廷にて
(2017年11月16日)

④事後学習

事後学習として、本件起訴が旧規定によるものであったため、強姦罪（旧刑法177条）と強制性交等罪（新刑法177条）との違い、罪刑法定主義の意義と機能、検察官の挙証責任と「合理的疑いを超える証明」、「疑わしきは被告人の利益に」及び黙秘権（憲法38条1項）の意義等について、補足説明を行った。さらに、自習課題として、以下を提示した。すなわち、「一般的な感覚では、被告人を憎み、被害者に同情的になるかもしれない。また、被告人が黙秘権を行使した場合に、『黙っているのは何かやましいことがあるからだ』、『反省していない証拠である』との推測が働くかもしれない。しかし、裁判員は、それらの一般的な感覚を封印して、刑事法の理念に従い、検察官が『合理的な疑いを超える』立証をしたか否かを冷静に判断しなければならない。そのような判断を一般市民に要求するのが、裁判員制度である。刑事法の理念を『単に言葉として理解しているレベル』と『理念に従って、実際に判断できるレベル』は全く違う。そのような判断が一般市民に可能かどうか（不可能であれば、憲法違反の裁判とな

る)を考えてほしい」、との課題である。

⑤成果と課題

傍聴後のアンケートを分析したところ、今回の成果として、以下の3点が挙げられる。

第1は、学生が座学で得た知識を具体的なイメージとして捉えることができたことである。すなわち、「裁判をより身近に感じた」、「審理の段階や流れについて理解が深まった」、「今まで学んできたことが、教科書の文中だけにあるものではなく、実際に存在していることを学んだ」等の記述があった。

第2は、教材開発の手掛かりを得たことである。すなわち、「授業づくりの現物の資料が身近にあることを学んだ」、「法廷見学の際の写真を生徒に見せ、関心を高めることができる」、「疑問を抱かせる発問や授業展開など社会科のアプローチの仕方を授業づくりに活用できると思う」等の記述があった。

第3は、主体的に学ぶ態度を修得する機会になったことである。すなわち、「自分から実際にどこかに行き行って観たり触れたりする体験を持ちたいと思った」、「自主的に裁判傍聴に行くようになった」、「判決を伝えるニュースに接した際に、聞き流すのではなく、なぜこのような判決が出たのか、当該判決が今後の自分の生活にどのような影響を及ぼすのかを考えるようになり、学問を追究する態度を修得した」等の記述があった。

一方で、以下の2点が、今後の課題である。

第1に、「裁判の厳格な雰囲気や、手錠をかけられた被告人の姿を見て、緊張感を体験できた」、「裁判の重要性や裁判員の責任の重さを感じた」等、初めて傍聴した刑事裁判が、学生の目に新鮮に映ったこと自体は有益であったものの、それで満足してしまった感がある。すなわち、「裁判のイメージを確かなものにできた」、「予備知識が増えたため、深みがある授業づくりができる」、「教材の具体例として、はっきりとした形で生徒に提示できることで、より社会科の真髄に迫った授業になると思う」、「授業をする際に、体験談として話せるため、説得力が増す」との肯定的な感想が多数あった。しかし、「現地で学び得た情報や資料の多くは、教材として利用できるものであると思う一方で、今の自分の能力ではそれができない」、「今回の裁判傍聴を授業づくりにどのように活用することができるのか、まだつかめていない」との感想が、多くの学生の現状ではなから

うか。わずか一度の傍聴で、「すべて理解できた」と過信してはいないか、省察する必要がある。

第2に、学生は、「刑事裁判」、「裁判員制度」及び「黙秘権」等の概念を、教科書で「重要用語」として丸暗記しているだけに過ぎない。裁判傍聴を通じ、彼らが、上記の概念の意義について深く検討し、法や制度の在り方を批判的に考察するレベルには到達できない状況であった。すなわち、(i) 無罪を主張する被告人と、犯罪被害を証言する被害者を目にした一般市民が、「疑わしきは被告人の利益に」の趣旨に従って冷静に判断できるのだろうか、(ii) 多数決での評決(裁判員法67条1項)により、裁判体としては有罪との結論に達した場合に、無罪と判断した裁判員に、大きな精神的負担を強いることになるのではないか、それゆえ、「疑わしきは被告人の利益に」の趣旨も踏まえて、全員一致制を採用すべきではないのか、(iii) 家庭や学校では「悪いことをしたのであれば、正直に申告しなさい」、「不当な疑いがかけられているのであれば、弁解しなさい」と言われてきたのに、なぜ被告人には黙秘権が保障されているのか、また、被告人が黙秘権を行使した場合であっても、不利にならないよう、黙秘権の趣旨を貫徹した判断が一般市民にできるのだろうか、等の視点を獲得してほしいところである。今後、教科専門科目を履修し、上記概念の意義や趣旨、裁判実務の現状などを深く検討することにより、教員志望者自らが、中学校社会科公民的分野の達成目標である「国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力」を修得する必要がある。

4. おわりに

以上、本稿では「深い学び」を実現させることができる社会科教員としての資質・能力の育成に関して、中学校社会科各分野の巡検を取り入れた中等社会科教育法Ⅱの実践を事例に検討してきた。今年度の成果としては、以下の2点が挙げられる。

まず、第1に、いわゆる「深い学び」の実現に向けて、学生自身に、将来、小・中学校(および高等学校)の社会科教員になるためという文脈をもった学びを意識させるような授業のあり方とカリキュラムの見直しを進めることができた点である。本稿では、その一端として、中学校社会科各分野の巡検を取り入れた実践的試みについて紹介・検討したが、

それは教科教育教員と教科専門教員の協働によってこそ「深い学び」へとつながるものとなるであろう。「教科教育と教科専門の架橋」の有り様を、社会科教員としての資質・能力を育成するカリキュラムとして具体化していくことが、今後さらに必要である。

第2には、先に見たアンケートからも了解されるように、中学校社会科各分野における巡検を通して、多くの学生が社会科における体験的・主体的な学びを実感（体感）したことで、その重要性を認識し（直し）ていることである。このことは、2年次段階の学びとしては重要なものであり、将来、社会科教員として「深い学び」の実現に向けた授業を担っていく学生にとっても大切な足場となるのではないだろうか。

一方で、本年度における取り組みと振り返りを通して、今後の課題についても浮かび上がってきた。

第1に、以上で見てきたような社会科各分野の巡検における学生の学びをより充実させるためにも、それに向けた事前学習や巡検をふまえた事後学習のあり方をどのように具体化していくかである。中等社会科教育法Ⅱをはじめとした教科教育科目だけではなく、社会分野における教科専門科目との関連性等をさらに検討していく必要がある。

またこれに関連して、第2には、社会科各分野の巡検を通じた学びを、まずは学生自身の「深い学び」へと接続・発展させていくために、各分野の専門性（「見方・考え方」）を生かした「問い」へとつなげていくための具体的な方略が必要である。「深い学び」の鍵とされる「社会的な見方・考え方」を児童・生徒が自在に働かせることができるようにする、社会科教員としての専門性は、その先に初めて発揮されることになってくるのではないだろうか。

【註】

- (1) 文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編』（東洋館出版社、2018年）、pp.3-4を参照。
- (2) 「社会的な見方・考え方」については、同上書、pp.23-24および文部科学省『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 社会編』（日本文教出版、2018年）、pp.18-19等を参照。
- (3) 宮本（2009）が行った、宮城県内公立中学校教員に対するアンケートでは、野外での調査を実施している教員は全体の4分の1にすぎなかった。

宮本静子「中学校社会科地理的分野の「身近な地域」に関する教員の意識」新地理、57（3）、pp.1-13、2009年。

- (4) 篠原家は宿郷村の名家篠原興兵衛（1788（天明8）年没）の三男が分家して興した家である。旧篠原家住宅については、文化財保存計画協会編『宇都宮市指定文化財 旧篠原家住宅保存調査報告書』（宇都宮市、1996年）、『国指定重要文化財 旧篠原家住宅解説書』（宇都宮市教育委員会、2000年）等。
- (5) 宇都宮市には、住宅を建てた博労町篠原家と、本家の宿郷村篠原家のほか、八日市場の篠原家が存在した。八日市場篠原家の古文書は、篠原久兵衛家文書として栃木県立文書館に寄託されており、その一部が『宇都宮市史』第4巻・近世史料編Ⅰ（宇都宮市、1980年）に収録されている。同家については、猪瀬要吉「八日市場・篠原家の先祖」（『下野歴史』49、1983年）、同「続・八日市場篠原家」（同50、1984年）を参照。
- (6) 現在、この古文書は仮目録が作成され、宇都宮市が管理しているが、公開・閲覧できる体制には至っていない。この古文書をいかに公開・活用していくのかは今後の課題である。

平成30年3月30日 受理

Teacher Training Lessons for Achieving "Deep Learning" in Social Studies

Teisuke KUMATA, Kyoko KUROKAWA, Keiko TAKAYAMA
and Keiko MATSUMURA